

よくある質問について

Q 1	年齢制限はありますか？	A 年齢制限はありません。健康で、意欲があれば、登録できます。
Q 2	千葉県の教員採用試験を受験していませんが、講師登録は可能でしょうか？	A 可能です。
Q 3	配属先は、居住地域を考慮してもらえますか？	A 考慮します。講師登録申請書の自由記載欄に、記載してください。詳細については、面接時に担当者へ伝えてください。
Q 4	希望の教科を教えることは可能ですか？（小学校の英語、など）	A 基本的に、持っている教育職員免許状の学校種、教科での指導となります。 ただし、学校事情によって異なる場合があります。講師登録申請書に希望を書いたり、面接で希望を伝えたりすることができます。
Q 5	特別支援学校を希望していますが、特別支援の免許状を持っていません。採用してもらえますか？	A 他の教育職員免許状（中高保健体育など）を持っていれば、採用できる場合があります。
Q 6	臨時採用決定の連絡はいつ頃きますか？4月から必ず勤務出来ますか？	A 臨時採用となりますので、講師が必要になった時点です。その際に、担当者から連絡いたします。 4月から必ず勤務できるとは限りません。
Q 7	書類の提出、勤務の前後の動きはどうなりますか？	A 採用の際の提出物、提出時期については、採用する学校から連絡があります。書類については、有効期間等があるものもありますので連絡を受けてから準備してください。学校の訪問日時も学校と調整して決めていきます。
Q 8	健康保険や年金はどのようになりますか？	A 臨時的任用講師の場合、教諭と同様、公立学校共済組合、厚生年金に加入することとなります。 会計年度任用職員は、勤務の状況により異なります。
Q 9	講師経験者は教員採用候補者選考で有利になりますか？	A 有利、優遇されることはありません。経験者を対象とした特別選考があり、条件を満たせば1次選考で一部免除される選考があります。